

第 1 4 3 回

京都市大規模小売店舗立地審議会

議 事 録

日 時：平成 26 年 9 月 29 日（月）

午後 2 時～ 3 時 50 分

場 所：職員会館 かもがわ

開 会

●事務局（小山課長） 本日は委員の皆様方には、ご多忙中にもかかわらずご出席いただきまして誠にありがとうございます。ただ今から、京都市大規模小売店舗立地審議会を開催させていただきます。本日の委員の方々のご出席状況でございますが、現在、7名の委員の方にご出席いただいております。したがいまして京都市大規模小売店舗立地審議会規則第3条第3項の規定により、本審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは審議にあたりまして、商工部長の安河内からご挨拶させていただきます。

●安河内部長 委員の皆様方におかれましては、お忙しいなかご出席をいただきまして誠にありがとうございます。本日はご案内のとおり、コープ二条駅、アバンティ、グルメシティ上桂店の3件の答申案のご検討、それから10月17日に、グランドオープンが予定されておりますイオンモール京都桂川の交通対策の状況などについてご報告を求めたいと考えております。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

●事務局（小山課長） それではお手許の資料を確認させていただきます。各委員のお手許には本日の審議会次第、そして資料1～5まで、ホッチキス止めをさせていただいております。資料1「コープ二条駅答申案」、これが1ページからでございます。続きまして5ページから資料2「アバンティ答申案」、そして11ページからになります。資料3「グルメシティ上桂店答申案」、17ページからになります。資料4「イオンモール京都桂川 開業前の取り組み状況報告」、それから43ページからになります。資料5として「立地法に係る計画一覧」、以上の資料と、加えまして追加の席上配付資料としましてイオンモールさんから提出されております白い紙で、A3に折っておりますけれども参考資料を置かせていただいております。ご確認のほどお願い申し上げます。

なお、事前に送付しておりますコープ二条駅の計画説明書、アバンティ及びグルメシティ上桂店の計画説明書をお持ちでない方は、事務局へお申し出いただけますようお願い申し上げます。また、報道機関ならびに傍聴者の方用に「本日の閲覧資料」として2冊、後方の閲覧資料台に据え付けておりますので、そちらでご覧いただけますようお願い申し上げます。

それでは早速審議会を始めさせていただきます。恩地会長、よろしくお願いいたします。

議 題

1 平成26年2月届出案件

「コープ二条駅に係る答申案検討」

●恩地会長 それでは、これより第143回京都市大規模小売店舗立地審議会を始めます。まず

議題1の「コープ二条駅に係る答申案検討」を行います。事務局から説明をお願いしたいと思います。

●事務局 それでは1ページ目の資料1「コープ二条駅」答申案をご覧くださいませでしょうか。こちらにつきましては前回の審議会でご説明させていただきましたとおり、当初、駐車場の台数変更などの届出がされていた案件です。ただ、駐車場の増加について過去に届けていた台数が現状よりも少ない台数ということで、届出台数の増加という形になりますので、その分につきまして届出者から取下げがされました。先生方には事前に取下げ後の変更計画説明書につきましてはご送付させていただいたと思います。したがっていまでもともと駐車場の敷地内にありました駐輪場の位置の変更ということで、前回ご審議をしていただき、それに基づいて答申案を作成しております。

3ページ目に答申が記載されていますけれども、まず「答申理由」になりますので4ページ目の「答申理由」の4「審議会の見解」から読みあげさせていただきます。

「審議会の見解。今回の届出があった駐輪場の位置の変更については、現行の店舗用駐車場にゲートを設置して有料化を図るに際して、駐車区画を変更したことにより、駐車場中央に設置していた駐輪場を駐車場の端に移動させるものである。

この変更により、駐輪場利用者の動線の安全性を確保するものであり、周辺的生活環境への影響は少ないと判断される。

なお、駐輪場が駐車場内にあるため、警備員を配置して駐輪場利用者の安全確保に配慮するとともに、駐輪場以外のスペースへの駐輪に対して、駐輪場を利用するよう誘導することが望まれる。

また、当該店舗については、セール日（コープの日）などにおいて、道路上に駐車待ち車両が発生している。

届出者からは、チラシやホームページなどで徒歩・自転車での来店を促すとともに、警備員が道路上での駐車待ちを禁止するプラカードを提示して、路上で待機する駐車待ち車両を抑制するとの説明があった。

今回の届出事項と直接関連しないが、届出者においては、審議会に提出した取組を実施するとともに、徒歩・自転車及び公共交通機関利用者に対する優遇サービスの実施などにより、自動車による来店の抑制に努めることが望まれる。

更に、駐車待ち車両が多数公道に待機する状況が改善されない場合は、隔地駐車場を確保するなどの対策を講じることが望まれる」といたしております。

審議会の見解の付帯意見としては、駐輪場に警備員を配置して駐輪場になるべくとめていただくように誘導するということを書いております。また、届出事項と直接関係する部分ではないのですが、付帯意見として想定している部分として、届出者が審議会に提出した取組を実施して、徒歩・自転車及び公共交通機関利用者の優遇サービスを実施するなどして、自動車の来

店を抑制することが望まれるということと、「駐車待ち車両が多数公道上に待機する状況が改善されない場合は、隔地駐車場を確保するなどの対策を講じることが望まれる」ということを付帯意見で付けることを想定して審議会の見解を入れております。

3 ページ目に戻っていただけますでしょうか。こちらが市の意見について答申にあたる部分です。2の「法第8条第4項の規定による市の意見について」です。

「当審議会は、現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類等を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺環境への影響は少ないと判断します。

なお、届出者においては、警備員を配置して駐輪場利用者の安全確保に配慮するとともに、駐輪場以外のスペースへの駐輪に対して、駐輪場を利用するよう誘導することが望まれます。

また、今回の届出事項と直接関連しないが、届出者が道路上で待機する駐車待ち車両の対策として審議会に提出した取組を実施するとともに、徒歩・自転車及び公共交通機関利用者に対する優遇サービスの実施などにより、自動車による来店の抑制に努めることが望まれます。

更に、駐車待ち車両が多数公道上に並ぶ状況が改善されない場合は、隔地駐車場を確保するなどの対策を講じることが望まれます」。

以上で、市の意見としては「なし」です。先ほど申しあげましたとおり付帯意見として駐輪場を利用するように警備員等が誘導するということ。また自動車による来店車両の抑制と、もしも駐車待ち車両が多数並ぶ状況が改善されない場合は、隔地駐車場の確保などの対策を講じること。これを付帯意見として付すことにしております。以上でございます。

●恩地会長 ありがとうございます。ただ今の説明につきましてご質問、ご意見があればお願いいたします。

——（委員から特に発言なし）——

●恩地会長 特にご意見はなしということですのでよろしいでしょうか。それではこの案件につきましては本日で結審したいと思います。よろしいでしょうか。

——（異議なしの声）——

●恩地会長 それでは本日、意見なしということでそれを踏まえて市長に答申するということがよろしくお願いいたします。

2 平成26年3月届出案件

「アバンティに係る答申案検討」

●恩地会長 次に、議題2「アバンティに係る答申案検討」を行います。事務局から説明をお願いします。

●事務局 それでは議題2のアバンティに係る答申案についてご説明いたします。資料の7ページ以降です。前回の審議会でのご議論を踏まえて答申案を作成いたしました。また、先ほどと同じように8ページ目の「答申理由」の4「審議会の見解」から読みあげさせていただきます。

「今回の変更は、店舗内に出店するコンビニエンスストア出店に伴う営業時間の延長（コンビニエンスストアのみ）、来客が駐車場を利用することができる時間帯の変更、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯の変更並びに駐輪場の位置及び収容台数の変更である。店舗面積も増加するが、届出が不要な変更該当する、届け出店舗面積の割に満たない面積の増加であるため、届け出られてない。

なお、駐輪場については、今回新たに設置するものである」。ここで少し注釈と申しますか、答申や影響を予測するなかで、基本的には営業時間の変更ですのでそこに関して考えることになるのですが、駐車台数などを考えるとどうしても増床、実質的にコンビニができるということになりますので、コンビニの店舗面積の増加について検討するような形にどうしてもなりますので、ここでは丁寧に書いています。また戻って読ませていただきます。

「今回の変更による影響について、指針に掲げる事項との関連では、営業時間の延長（コンビニエンスストアの出店）により、一日あたりの総来客数が増加し、駐車場利用者や自転車等による来店客が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること、騒音について等価騒音レベルの増加及び夜間における騒音の発生が予想される。

以下の内容を踏まえた結果、周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

(1) 駐車場（収容台数）について。営業実績及び予測によると、ピーク時においても駐車場の空き台数があるため、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

(2) 駐輪場の設置について。今回の変更に当たり、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務が課せられるため、同条例に基づく付置義務台数を法上の駐輪場として届け出るものであり、周辺地域の生活環境への影響は少ないと考えられる。

なお、届出駐輪場については、現在、店舗敷地内に設置している駐輪スペースの一部分を法上の届出駐輪場とするものであるが、現状の駐輪スペースの利用状況では満車となっている時間帯が見られる。駅利用者などの店舗利用者以外の利用があることが原因と考えられるため、届出者においては、店舗利用者が駐輪できるよう適切に管理を行い長時間駐輪する自転車の抑制に努めるとともに、収容台数に不足が生じる場合は、駐輪場を増設するなどの対策を講じる

ことが望まれる。

(3) 廃棄物等保管施設について。予測によれば、増加する廃棄物等の排出量は少量であり、現行の廃棄物保管施設容量で対応可能であると考えられる。

(4) 騒音について。昼間及び夜間の等価騒音レベルについては、変更後の等価騒音レベルの予測でも基準値を下回っている。

夜間における騒音の最大値については、走行車両音が、駐車場出入口において規制基準値を超える箇所があるが、店舗に近接する住居付近においては基準値を下回っていると同時に、問題が生じた際には対応することを表明している。また、当該駐車場は 24 時間営業の時間貸駐車場であること及び増加が予測される台数は 1 時間当たり 1 台であることから、今回の変更による周辺地域の生活環境への影響は少ないと考えられる。

なお、届出者においては、夜間の車両走行音対策として、計画説明書に記載している徐行の注意喚起を徹底させるとともに、問題が起こった際には速やかに実態把握と対策検討を行い、誠実に対応することが望まれる。

更に、早朝の荷さばきに関して、静穏に作業するよう徹底することが望まれる」。審議会の見解としては以上になります。

これを踏まえて 7 ページにお戻りいただけますでしょうか。市の意見に関して、2「法第 8 条第 4 項の規定による市の意見について」です。

「当審議会は、現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成 19 年経済産業省告示第 16 号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類等を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺地域の生活環境への影響は少ないと判断します。

なお、届出者においては、以下の事項を実施していくことが望まれます。

- ・駐輪場について、店舗利用者が駐輪できるよう適切に管理を行い長時間駐輪する自転車の抑制に努めるとともに、収容台数に不足が生じる場合は、駐輪場を増設するなどの対策を講じること。

- ・夜間の車両走行音対策として、計画説明書に記載している徐行の注意喚起を徹底させるとともに、問題が起こった際には速やかに実態把握と対策検討を行い、誠実に対応すること。

- ・早朝の荷さばきに関して、静穏に作業するよう徹底すること」。以上になります。

市の意見としては「なし」、付帯意見としては駐輪場に関して店舗外の利用の抑制や、収容台数に不足が生じる場合は駐輪場の増設を行うこと、騒音に関しては夜間の駐車場出入口付近の走行車両音対策と、早朝の荷さばきを静かにすること。この三点を付帯意見として付けるということで答申案を作成しました。以上です。

●恩地会長 ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

——（委員から特に発言なし）——

●恩地会長 特にないということによろしいでしょうか。それでは答申案に対するご異論は特にないようですので、この案件については本日で結審としたいと思います。これによろしいでしょうか。

——（異議なしの声）——

●恩地会長 ありがとうございます。

3 平成26年3月届出案件

「グルメシティ上桂店に係る答申案検討」

●恩地会長 それでは次に、議題3「グルメシティ上桂店に係る答申案検討」を行いたいと思います。事務局から説明をお願いします。

●事務局 それではグルメシティ上桂店の答申案について説明いたします。資料の13・14ページをご覧くださいでしょうか。前回の審議会でのご議論を踏まえて答申案を作成いたしました。

14ページで「答申理由」の4「審議会の見解」から読みあげます。

「今回の変更による影響について、指針に基づき検討した。

営業時間の延長により、一日あたりの総来客数が増加し、駐車場利用者や自転車等による来店客が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること、騒音について昼間の等価騒音レベルの値が高くなることが予想されるが、以下の内容を踏まえた結果、周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

（1）駐車場の利用者の増加について。営業実績及び予測によると、ピーク時においても駐車場に空き台数があるため、駐車場収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

なお、店舗の向かい側に中学校があることから、朝の通学時間帯の、通学生徒をはじめとする歩行者の安全確保に一層努めるとともに、繁忙時は必要に応じて交通誘導員を配置するなど、適切な対応を講じることが望まれる。

（2）駐輪場の利用者の増加について。営業実績によると、ピーク時には届出台数を超える来客があるが、その場合も敷地内にすべて収容されている。また、今回の変更については開店時刻の繰り上げであり、開店時刻においては空き台数があることから、当該変更によって公道上への駐輪などが発生する恐れは少ないと考えられる。

なお、ピーク時には届出台数を超える台数が駐輪されているため、届出駐輪場及び駐輪スペースに整理して駐輪するよう周知することが望まれる。

(3) 廃棄物等の排出量の増加について。変更前の廃棄物等保管施設の容量で排出量を充足しており、今回の変更で商品の搬入量が増加しない計画であることから、現行の廃棄物等保管施設容量で対応可能であると考えられる。

(4) 昼間の等価騒音レベルについて。予測によると、昼間の等価騒音レベルは変更後も基準値を下回っており、室外機等の増設や位置の変更もないことを踏まえると、今回の変更による周辺地域の生活環境への影響は少ないと考えられる。審議会の見解は以上になります。

13 ページにお戻りいただきまして、市の意見について読みあげます。

2「法第8条第4項の規定による市の意見について。当審議会は、現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断します。

なお、店舗の向かい側に中学校があることから、朝の通学時間帯の、通学生徒をはじめとする歩行者の安全確保に一層努めるとともに、繁忙時は必要に応じて交通誘導員を配置するなど、適切な対応を講じることが望まれます。

また、駐輪場については、ピーク時には届出台数を超える台数が駐輪されているため、届出駐輪場及び駐輪スペースに整理して駐輪するよう周知することが望まれます。

市の意見としては「なし」、付帯意見として特に通学時の生徒の通学路には当たらないという話でしたが、必要に応じて交通誘導員で安全確保をしてもらうということ。また、駐輪場については敷地内に収まっているのですけれども、今届けている駐輪場を超える駐輪がピーク時には見られるということですので、区画は引いているという話もあったのですがきちんと整理して誘導するという付帯意見として付しております。事務局からは以上です。

●恩地会長 ありがとうございます。ただ今の説明について、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

——（委員から特に発言なし）——

●恩地会長 よろしいでしょうか。答申案に対する異論は特にないようですので、この案件につきましても本日で結審したいと思いますがいかがでしょうか。

——（異議なしの声）——

●恩地会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

4 報告事項

「（仮称）イオンモール京都桂川店の対策状況」

●恩地会長 それではさらに次にいきまして、議題4「報告事項」についてです。イオンモール京都桂川の開店前の取組状況などについて、設置者のイオンモール株式会社から説明してもらおうと思いますがよろしいでしょうか。

——（異議なしの声）——

●恩地会長 それでは事務局お願いします。

——（担当者入室）——

●事務局 よろしいでしょうか。それではイオンモール京都桂川につきまして、10月17日にグランドオープンを予定しているのですが設置者のイオンモール株式会社の担当者の方から、大店立地法での市の意見の付帯意見に対する対応状況などについて説明をしていただきます。まず自己紹介をしていただいたあとに、ご説明いただきますようお願いいたします。

●イオンモール（龍澤） イオンモール株式会社開発本部近畿開発部の龍澤でございます。本件を担当しております。

●イオンモール（杉町） イオンモール株式会社開発本部近畿開発部の杉町でございます。本日はよろしくお願いたします。

前回の審議会的时候にはまだ発令されておられませんでしたけれども、今回から実際に運営する営業本部の人間も発令されておりますので、今日は同席させていただきます。よろしくお願いたします。

●イオンモール（西山） イオンモール京都桂川で渉外部長をしております西山でございます。4月1日採用でございます。ひとつよろしくお願いたします。

●イオンモール（加藤） イオンモール京都桂川の施設管理の担当を行いますオペレーションマネージャーの加藤でございます。よろしくお願いたします。

●イオンモール（落合） 昨年来、お世話になっております。大店立地法を担当しております21世紀商業開発株式会社の私、落合と申します。よろしくお願ひいたします。

●イオンモール（仲井） 同じく仲井と申します。よろしくお願ひいたします。

●イオンモール（落合） ここで少しお時間をいただきまして、ご挨拶をさせていただきたいと思ひます。

●イオンモール（龍澤） 本日はお忙しいなか、私どもの報告に対しましてお時間をいただきまして誠にありがとうございます。

1月22日に通知書でいただきました付帯意見に関しまして、10月17日にグランドオープンを迎え、ようやく体制が整ってまいりました。本日はその具体的な内容を付帯意見に基づいてご説明、ご報告させていただきたいと思ひます。どうかよろしくお願ひいたします。

●イオンモール（落合） それではイオンモール京都桂川の、現在、開業に向けての事業者側で取り組んでいる内容、あるいは今後実施予定の内容についてご報告、ご説明をさせていただきます。報告内容につきましてはお手許に資料が配付されていると思ひます。そちらの資料が基本的にベースになっておりますが、前方スクリーンにも併せて資料のほうをご用意させていただいておりますので、基本、前方のスクリーンにてご説明のほうをさせていただければと考えております。

説明については、本年1月22日に立地法の意見通知をいただいております。それに至るまでにはこの審議会上でもご審議いただきまして、その審議を踏まえたなかで付帯意見を頂戴しておりますので、その付帯意見に対するイオンモールの取組状況、あるいは今後の対応方針を資料に基づき説明をさせていただきたいと思ひます。その後、具体的な内容といたしまして、これまで地元説明会、あるいは審議会の中でも多数ご意見をいただいております交通を中心といたしました今後の取組内容についてご報告をさせていただきたいと思ひますので、最後までよろしくお願ひいたします。

では、説明に先立ちまして現在の現場の状況をご紹介させていただきたいと思ひます。お手許の資料にも現地の写真を添付させていただいております。各方面から見た写真を添付させていただいている状況ですが、建物自体はすでに完成しております。現在、テナントの搬入を進めさせていただいております。開業を迎える準備を進めさせていただいております。前方に投影させていただいている部分が現状の店舗の状況でございます。少しご紹介させていただきます。

上の段、こちらが計画地の北西側、この1番の位置です。ちょうど北側のB街区、南側のC街区に挟まれた部分から南方向を臨ませていただいております。左手がJR桂川駅の駅前ロー

タリー、そして右手のほうは中山稲荷線の西方向を臨んでいる状況になります。C街区のこの大きい部分の建物、これがC街区の、今モール棟と呼ばせていただいているのですけれども、モール棟ということでこの建物がございませう。また右手のほうにはB街区の、今回フィットネスということでフィットネス棟と呼ばせていただいておりますけれども、この二つの建物がこの写真のなかで見てとれます。

またこの両敷地を結ぶ立体通路が、上側が自動車の専用通路で、この下が少し見にくいのですが歩行者の通路ということで、両店舗間をつなぐ形で橋ができあがっている状況でございます。

また下のほう、中段のところですがけれども駅前ロータリー側から見た写真です。桂川の駅がこちらにございまして、その駅前のバスロータリーのほうから店舗のほうを眺めた写真です。この左手がJR桂川駅、そしてこの建物がC街区のモール棟という建物です。駅と建物の間を歩行者の立体通路で結んでいる状況で、駅から直接店舗のほうに入れる。あるいは構造的に見えにくいかもしれませんが屋根のついた形になっておりますので、雨天時も雨に濡れずに店舗のほうにお越しいただけるということで、現在こういう形になっております。

いちばん下の部分でございます。これはJRの線路側から見た写真です。店舗の北東の部分から西の方向を臨んだ形です。この部分がモール棟で、かつ今回テナントとして入りますイオンが出店する場所でございます。またこの手前に小さな箱があると思っております。こちらは警察官の立寄り所ということで、緊急車両の乗入れも含めて今回防犯等も含めて対応させていただいた部分です。

こちらが上のほうから南東側、4番の部分でございます。こちら側から見た写真です。奥側にモール棟、それから今回駐車場棟を設けますのでその駐車場棟がこちら側に見えております。こちらが事業所でオムロンヘルスケア、あるいはこの奥には京都銀行さんの研修センターといったものがすでに建設済みです。

その下、中段の部分です。こちらは向日市域側から見た写真です。こちらの道路が店舗の西側の道路、中山稲荷線に接続する道路です。またこちら側については店舗の南側の道路に位置しております。店舗につきましてはエスカレーターで2階にも入れる形のもので店舗が完成しております。また、向日市域側につきましては区画整理のなかで店舗、マンション等の建設が現在進められています。また5番から4番にかけての南側の区域につきましては、今後自動車販売店が開業するという形になっております。

いちばん下の部分でございます。こちらの部分がこの6番、中山稲荷の北西角の交差点の歩道橋から見た写真です。正面に見えるのが歩行者、あるいは自動車の専用通路ということで今回の計画店舗を結ぶ通路をつくっている状況です。左手がB街区、右手がC街区という状況になっています。このなかでこの横断歩道橋から直接店舗のほうに入れる専用の出入口を、この歩道橋から接続する形で、来店客、歩行者の利便性の確保という形で歩道橋から接続する計画で進めさせていただいております。

こちらが現在の周辺の状況です。届出当初は周辺に更地の状態が非常に多かった状況ですけれども、現在は先ほど少しご説明をさせていただきましたが南側には自動車販売店といったものが建設中、あるいはすぐに開業という状況です。東側については京都銀行の研修施設、オムロンヘルスケアなどがすでに建物自体、完成しております。また南東方面については小学校が、これは審議会当初からお話をさせていただいておりますが、この春に小学校が開校しております。西側の部分については向日市域の区画整理事業区域内で店舗、住居といったものが現在建設中です。北側に移っていただきますと、このB街区を挟んだ南西の角部分で現在マンションの建設が進められています。また桂川の北側、中山稲荷を挟んだ北側の部分でも同様にマンションの建設が進められているのが現在の状況です。

こちらは建物の配置です。当初から立地法のほうでご提出させていただいている形になりますが、届出させていただいた内容で今回車両の出入口や駐輪場の位置など、ほぼ変わらない状態で今後開業を迎える形になります。ただ、一点だけ、店舗の西側の出入口、届出上は出入口という扱いで届出のほうをさせていただきました。周辺の状況に応じて運用のほうは今後検討の余地はあると思いますけれども、当面こちら側については入口で運用する。西面に対しては入口が2カ所という形で開業を迎える予定とさせていただいております。

それではお手許の資料にお戻りいただきまして、まず付帯意見の内容とイオンモールの対応姿勢、あるいは対応状況についてまずご説明をさせていただきたいと思います。

資料の2ページをご覧くださいませでしょうか。付帯意見については大きく13項目についてご意見が述べられてございます。内訳といたしましては交通に関して8項目、騒音に関して1項目、青少年育成・防犯、あるいは開店後の意見対応ということで3項目、そのほか立地法の配慮事項ではございませんけれども、地域貢献策ということで1項目のご意見を求められたという状況でございます。

失礼いたしました。お手許の資料の通し番号でいきますと、22ページに対応一覧を掲げさせていただいております。先ほど申しあげましたとおり交通以下、関連事項につきまして13項目の意見がございます。

まず、交通につきましては公共交通の利用促進、自動車の誘導対策、細街路の流入防止対策といったところが主なご意見でありました。後ほど具体的な取組についてご紹介させていただきたいと思いますが、公共交通利用促進のための広報、あるいは優遇サービスについては実施する方向で現在準備を進めさせていただいております。また経路周知、誘導員の配置対応につきましても具体的な計画を進めさせていただいており、一部につきましてはすでに実施済みのものがございます。上久世交差点につきましては、負荷軽減のための交通誘導について計画をさせていただいております。また、道路管理者様のほうでも改良が予定されています。

このほかに臨時駐車場の確保、駐輪場の課金制の導入、搬出車両の適正な運行管理といったものにつきましては、当然イオンモール側でテナントの指導・徹底も含めて対応をさせていただく予定としております。

次に騒音についてです。これは審議会のなかでもご意見等ございましたが、場内では徐行の喚起、苦情等の発生につきましては誠実に対応をさせていただく予定としております。

青少年育成、防犯に関しましては館内のパトロール強化、防犯カメラの設置による防犯対策等を警察や地域の方々と連携を組みながら実施させていただく予定としております。地域住民様の意見聴取に関しましては、意見交換を適宜行うこととしておりまして、店舗内にはご意見を受け入れる体制、インフォメーションでの受付、あるいはご意見箱といったものの設置をすでに進めさせていただいております。またウェブ上でのお申し出に対しても柔軟な運用をさせていただく予定としております。

最後に地域貢献の部分です。今回の店舗内には地域のPRスペースを設置させていただいております。また店舗内の家具につきましては、京都産の木材を用いた家具を導入させていただいております。さらには系列のイオンリテール等では地元からの仕入れ等を行うことにより、地産地消の推進の取組に向けた準備をさせていただいております。以上が、立地法の付帯意見に対する事業者の取組状況、取組姿勢でございます。

続きまして具体的な取組内容のほうをご説明させていただきます。まず交通計画についてです。お手許の資料ですと通し番号の24ページをご覧くださいませでしょうか。前方のスクリーンにも概要を整理させていただいております。今回の店舗につきましては立地法の届出の事前協議、あるいは立地法の地元説明会、審議会のご審議のなかでも特に交通に関するご意見が多数あったかと記憶しております。これらを踏まえまして現在進行形の事案もございますけれども、第一に自動車による来店抑制、いわゆる公共交通への来店手段転換の促進、第二に適切な自動車誘導、第三に自動車による集中緩和、こういった大項目を掲げさせていただきながらその対応に取り組んでおります。

第一の自動車の来店抑制に関しましては、特に公共交通利用の促進に取り組ませていただいております。開業前、開業後の公共交通利用の案内につきまして各種媒体で広報、利便性向上のための運行時刻や運行状況の案内、バス事業者様によるバス路線の拡充、公共交通利用促進に向けたキャンペーンの実施等、関係機関と連携、調整しながら実施をさせていただく予定としております。また、手ぶらでご来店いただくことも公共交通利用の動機づけの一つになるという考えの下、お買上商品の宅配サービスについてもテナントに協力を要請させていただいている状況です。

第二の誘導計画についてです。各種媒体による経路の事前広報、案内を行うとともに、主要な経路上、今回でいきますと国道171号、国道9号、物集女街道、計画地の前面を走る中山稲荷といったところにロードサインを設置させていただいて、来店経路の固定化に努めさせていただいております。特に来店が多い開業時、非常に多い形になると思うのですけれども、こういった時期におきましては誘導員、誘導看板を主要な箇所に設置させていただき、来店経路の固定化、あるいは細街路の流入防止対策という形で進めさせていただきたいと考えております。

第三の集中緩和という点に関しては、臨時駐車場を今回確保させていただいております。ま

た、ソフトオープン、グランドオープンという形で2段階の開業、またパーク・アンド・ライドを今回南側のJR沿線で確保させていただいております。さらには館内放送やタイムセールを開催することにより、入出庫のピークの平準化、駐車場の満空情報、あるいは周辺の交通情報を外部に発信することにより、周辺交通状況に応じた集中緩和策を取りたいと考えております。

それでは、具体的な内容をご紹介させていただきながら説明を続けさせていただきます。まず、こちらが販促チラシに入れる図、チラシの版面です。今回の店舗につきましては駅直近ということからも、特にJRでお越しになる、あるいは阪急でお越しになるお客様を呼び込みさせていただくような形で紙面を考えさせていただいております。右下のほうには「イオンモール京都桂川 公共交通機関をご利用ください」というかなり大きな紙面を取らせていただいてチラシのほうを構成させていただいております。また左手のほうになりますけれども、電車・バスをご利用くださいということで、特にどういったルートがあるのかというバスのルート図も併せてこちらに盛り込ませていただいている状況です。

またホームページで、皆様方もご覧になった方もいらっしゃるかと思いますけれども、このなかでもJR桂川駅直結、2階コンコースヘデッキ直結、あるいは阪急の洛西口駅から徒歩5分という、公共交通の利便性を謳わせていただいているPR画面をかなり多用させていただいております。上側の帯につきましては常に表示されている状況になります。またホームページのなかをたどっていけばJR、阪急の最寄り駅、特に京都駅や南は高槻などからのアクセスが非常に可能な立地条件であるということも、このなかでPR要件として挙げさせていただいております。

また、こういったところをクリックしていただくような形になりますが、時刻表がこのホームページのなかで確認でき、お越しになる際の利便性の向上に寄与しているという形で、現在広報活動をさせていただいております。

こちらが主要駅に今回の開業の看板を設置させていただいております。同様の形で最寄りの駅を掲げさせていただき、当然JRや阪急という路線をお使いになることも想定させていただきながら主要な駅、高槻市や京都駅などにこういったサインを付けさせていただき、公共交通の利便性のあるところを謳わせていただいております。

こちらが先ほどふれさせていただいたパーク・アンド・ライドの駐車場です。今回、JR沿線の長岡京駅前の市営駐車場をお借りして、パーク・アンド・ライド駐車場ということで登録をさせていただいております。この駐車場をお使いになれば、お買い上げに金額によるのですが駐車料金が終日無料という形になります。遠くからお越しになる方でも長岡京の駅前をご利用いただいてそこからJRで上がっていただければ、混雑している場合は混雑を回避するような形で電車でご来店いただける形にさせていただいております。この件につきましては長岡京市の広報紙にも配付させていただいて事前の周知をさせていただいておりますし、店舗のホームページにもすでに掲載させていただいており、広報活動を実施中です。

こちらが公共交通利用の促進キャンペーンとして今回考えている内容です。交通系のICをご利用いただいて電車でご来店いただくと、少しでも特典が付けられればということも当然ございますし、まず開業時においてこういったキャンペーンをすることによって電車利用の動機づけの一つになればということで、まず開業時においてこういったキャンペーンをさせていただくということで、JR、あるいはPiTaPaと連携した抽選会の開催を今回計画させていただいております。こちらにつきましてもすでに店舗のホームページでPRをさせていただいておりますし、先ほど見ていただきましたチラシのなかにも盛り込ませていただく予定としております。

今回、JR、阪急といった鉄道系は特に南北を中心に京都市、あるいは南は高槻市といったところまで路線が伸びております。ただ、店舗の西側、特に鉄道系の路線がない分、公共交通のご利用が非常に難しいという局面が見えております。またバス路線ということもございますが、どちらかというと平日を中心としたダイヤですので、こういったところがお客様が店舗をご利用になる際には課題の一つだろうという認識でした。このため、バス事業者様とも相談をかけさせていただき、京都市営バス、及び京阪バスにおきまして桂川の駅前に乗り入れる路線の拡充、新設等を実施していただけることになりました。

今ご覧いただいているのは京都市営バスの路線図です。今回の店舗の開業に合わせて路線の新設、これは左側の部分です。右の部分が現状、桂川駅前を通らないルートになっているのですが、これを桂川駅前を通るルートに変更するというので、お客様の利便性を高めていくという狙いがございます。また、こちらは京阪バスの開業に合わせた変更・拡充です。左側は一部路線の部分を拡充していただいているところです。特にこの右側の部分を見ていただきますと、亀岡駅前からバスを運行していただく。今回、西側の部分が公共交通としては弱い部分があったのですが、亀岡方面から京都縦貫道を使いながらイオンモール前まで運行していただける。そういう路線も新設されますのでこういったバス事業者とも連携を取りながら、今回の公共交通の利用促進に向けた対応もさせていただこうと考えております。

なお、こういったバス路線の拡充に伴って、当然お客様が多く来られれば駅前ロータリーの歩行者等の増大も見込まれます。こういった部分もこれから説明をさせていただきますが、駅前を含めた交通誘導に十分対応していきたいと考えております。

こちらは京都市の推進されている「歩くまち・京都」の検証の部分です。今回、この「歩くまち・京都」の施策を十分理解するとともに、そのPRを兼ねたものを店内にこういったリーフレットを置くことによって、来店客に公共交通の拠り所のような形のをPRさせていただき、公共交通の利用に向けた一助となればということで、今、NPOさんとの連携も図りながら、こういったチラシを置く予定にしております。

こちらが館内に設置を予定しておりますデジタルの情報板です。仕様につきましては若干変更はあるのですが、こういった形で電車等の運行状況、時刻表を掲載することによってリアルタイムに乗りたい方、お帰りになる方への情報提供をして、利便性を高める施策を現在進めさ

せていただいております。

次に、自動車誘導の件でございます。今ご覧いただいている図面は立地法の届出の際にご説明させていただいた経路です。赤色が来店経路、青色が退店経路でございます。今回の開業にあたりましては、この来店経路、退店経路を基本として誘導計画を進めさせていただく予定にしております。ただし、店舗のホームページ等をご覧いただければおわかりになると思いますが、特に今回主要な道路として北側の中山稻荷、国道9号、東側でいくと国道171号というようなこの地域の大きな幹線のほうで、基本の来退店のルートのご紹介をさせていただいております。細街路もかなり走っているところもございますので、できるだけ大きな通りをお使いいただくということで、実際に地図上にはあるけれども表記していない路線も当然でございます。逆にいうとそちらの路線を使わないでといったところも意思表示として加えながら、こういったデザインでアクセスルートをお示しさせていただいております。

また当初から171号の久世橋の交通混雑の緩和ということもご懸念されていらっしゃいましたので、その一つ南側の祥久橋を通ったルートもご案内させていただいて、国道171号、上久世交差点の交通緩和に向けた誘導対策も一方で進めさせていただいております。

また、店舗直近のほうにつきましてもホームページ上で、これは満空表示も入っている絵づらにはなっているのですが店舗周辺からのアクセスにつきましても、北側の中山稻荷から入退場していただけるような案内をさせていただき、すでにホームページ上でご紹介できるような状態になっております。北側の中山稻荷から入って出ていただくというのが大きな趣旨ですので、その趣旨に則った経路の案内をさせていただいております。

こちらは広域に来店経路を固定化するにあたってのロードサインの配置図です。計画地を中心に19カ所のロードサイン看板を設置させていただいております。先ほどご説明させていただきました経路に基本的にかなうような形の案内をさせていただいております。特に171号であれば171号からご来店という形でルート案内をさせていただいております。この看板につきましてもこの春頃から順次設置を進めさせていただいております。

すでにこの19カ所すべて設置済みではございますけれども、順次設置するにあたりましては一部事前広報ということでルート案内せずに、例えばこういったところがわかりやすいと思うのですがオープンのお知らせと併せて「JR桂川駅直結」、あるいは「洛西口駅すぐ」といった形でルート案内とは別にその立地条件、今回でいきますと公共交通が非常に便利だということをPRさせていただき看板もご用意させていただき、事前にはこういうルートなしの事前告知をさせていただき、現在はこういう形でルート案内もさせていただき看板を設置させていただいております。

続きまして開業時の広域の来場の誘導案内として整理いたしました。こちらのほうで開業時の交通誘導を進めさせていただきたいと考えております。三角の印が交通整理員、少し見えにくいかもしれませんが丸印がいくつか入っていると思います。こちらが誘導看板を設置する箇所です。現在も、京都府警様や各道路管理者様との協議を進めさせていただいております。本

日、ご提出させていただいている資料はその途中段階ということで、ご認識していただければと思っております。

こちらの誘導に関しては実線、例えばこちらですとこの実線です。この赤の実線は立地法でご説明させていただいた来店経路です。この実線については通常のルートと考えさせていただいております。ただし、開業時におきましては混雑状況に応じて、今は点線で示しておりますけれども、代替ルートの設定を検討させていただいております。例えば9号から来る車を桂川街道に入れた際、道路が混雑しているという場合には点線で西に逃がすなど、そのような代替ルートを検討させていただいております。開業時におきましては通常の来店経路のほかに混雑時に回避策ということで、代替ルートを事前に計画させていただき、混雑時には素早くこの代替ルートに振り替えるという策も検討させていただいております。また、この代替ルートを設定することにより、通常のルートが若干でも空くという状況があればこちら側に戻す。そうすることにより混雑をある程度平準化できるような体制を組ませていただいております。

また代替ルート、正規の通常ルート、どちらも混雑するような状況、あるいは駐車場がそれぞれ満車状態になれば、こういった各所に配置しております誘導員によって「入場規制中」であるとか、「満車」といった表示を掲げさせていただき、主な分岐点のほうからお帰りいただくようなどころまで考えさせていただいて、車の集中を可能な限り回避させていただく対応も考えさせていただいております。ここの表記のなかでも満車といったプラカードも実際にご用意させていただいて、交通の混雑状況に応じてこのような「満車」、「この先混雑」といったようなご案内をさせていただきながら、集中の度合いを緩和させていただくような広域の対応も考えさせていただいております。

一方、店舗の南側につきましては来退店のルート、実際の道路の条件等を兼ね備えましても、南から直接店舗に入ってくる来退店のルートを設定してございません。しかしながら、周辺の細街路が形成されている状況、あるいは住居等が立地している状況、さらには小学校、中学校といったところが立地しているところを鑑みまして、こういった細街路、集落のなかに車が入らないような対策を進めさせていただいております。今ご覧になっておられる図面は、看板によって店舗の南側のこの区域に入り込まさないような対策を考えている看板です。今回、物集女街道を上がっていただく、あるいは向日町の駅前を仮にご来店の車が通るということであれば、このルート上を使っていただくというのが誘導の趣旨でございます。

しかしながら、どうしても入ってしまうような車が見受けられるということも想定されますので、「通学路につき」、「生活道路につき」といった内容の看板を掲げさせていただいて、直進して店舗に北側に回っていただくという案内をさせていただく予定にしております。

また、この看板を補完するような形で誘導員の配置も考えさせていただいております。いわゆるこの物集女街道や向日町の駅前であるとか、基本は直進でお越しになることを念頭に直進の案内をすべてさせていただく。ただし、いくつか要衝のポイントがございます。入り込めるような状況の道路も一部見受けられるところがございます。そのような部分につきましては

「入れません」という表記でもって、ここのなかに入ることは物理的に難しいであろうと思わせるようなプラカードによって、この南側への車の進入を抑止したいと考えております。こういった部分につきましては、イオンモールに入れませんという形の案内まではしないまでも、そもそもそこから来て中には入れないという形の誘導をさせていただき予定としております。

さらにはご覧の図は店舗周辺の警備の体制でございます。出入口につきましては誘導員を配置する予定としておりますけれども、特にこういった交差点といったところの歩行者との交錯を回避するための横断管理や、ご懸念されておられる陸橋をうまく渡っていただけるような誘導、こういったところにも人を配置して歩行者であれば横断歩道を渡っていただく。歩道橋を渡っていただくという形の誘導を適正に実施させていただこうと考えております。また、今回北側の中山稲荷線が来退店のルートとなっております。したがってこの中山稲荷線までうまく誘導してあげることも念頭におきまして、誘導員等の配置を現在計画実施に向けて進めさせていただきます。

こちらが、今年開業したイオンモールの他店の状況です。このような形で細街路などへの進入が懸念される部分については、このような抑止看板を設置させていただくとともに、誘導員を配置するような形で、さらなる抑止効果を働かせるという対応を考えさせていただいております。

こちらがこの春に開業したイオンモール和歌山の状況です。先ほど広域の誘導のなかでご紹介させていただきました混雑の状況によっては、振る路線を変えていくという一つの例です。同じところに誘導員が配置されているのですけれども、例えばその先の混雑が予想される場合、迂回的なルートがあればこういった形で「右にお回りください」など、そのような形で板面を変えることにより誘導先を変えていくという対応も、イオンモールのなかではすでに実証済みですので、こういった策を踏まえながら来店の車を適正に誘導していきたいと考えております。

こちらは参考ですけれども、現在1階の部分で考えているサイン計画です。今回、駐輪場が特に店舗の周りに多々ございます。そういったところに対する誘導サイン等についても十分検討をさせていただいております。また、駐車場の出入口につきましてはマーク表示で、何階が満ですという表示をさせていただき、途中の階で車路上で止まらないような案内もさせていただき計画とさせていただきます。

こちらが先ほど電車の運行状況を館内で見られるというお話をさせていただきましたが、同様に周辺道路の状況も館内で見られるような対応を、今、考えさせていただいております。こういった店舗を中心に主要な路線を表示させて、かつ混雑・渋滞や、まだ空いているということの色等を使いながらご案内する形を考えさせていただいております。また、この下側に先ほど店舗周辺の経路としてご紹介させていただきましたが、駐車場の稼働状況、空いているのか、満車なのか、そういった情報も表示させていただこうと考えております。こういった情報につきましては店舗内だけではなく、外部のホームページ、あるいは皆様方のスマートフォン、携

帯電話などからも確認できるようにして、例えば時間を若干ずらしていこうとか、すでに駐車場が満車なのでほかの来店手段にしようなど、経路の選択、来店手段の選択の判断材料にもできると考えております。

こちらが他店で実際に設置しております交通情報の部分です。例えばこの赤の部分が混雑しているところです。そういった情報を館内で発信することにより、お帰りになるお客様につきましては例えばもう少し館内で滞留しようとか、そのような動機づけの一つにもなるかと思えます。特に出庫に関しましては、出庫のピークカットにも当然寄与する部分であろうかと思えますので、こういった部分については積極的にご来館の皆様にご発信していきたいと考えています。

こちらは参考ということでお取り扱いいただければと思います。こちらは今、道路管理者様といろいろ協議をさせていただいております。先ほど来店の車を広域に迂回ルートも使って誘導しようというお話のなかで、一方で一般の通過交通もできることならば、店舗周辺から外せるような誘導ができないかということが一つございます。

そういった観点のなかでは、例えばイオンモール京都桂川の周辺の一般交通を、例えば市街地から亀岡方面に行く車については、途中から9号線を西側から迂回するようなご案内もできるのではないかと、祥久橋の話もありましたけれども、祥久橋を一般交通の通過ルートとしてももう少し考えられないかなども含めて、一般交通の誘導策についても、現在、道路管理者様とご協議させていただきながら検討させていただいております。どちらかといえば道路管理者様で対応していただくところもあろうかと思えますが、当然道路の混雑状況に応じてはイオンモール側にも対処すべき部分が出てくると思えますので、連携を図りながらこういった通過交通の誘導についても協力していきたいと考えています。

以上が、主な交通の対応内容でございます。併せて施設の運営について少しご紹介をさせていただきます。

まず駐車場、駐輪場です。こちらにつきましては駅前立地ということもございまして、不法駐輪・駐車も想定されますので、基本課金制の料金体制を取らせていただきます。駐車場につきましては基本無料サービスというのがどこの店舗にもあると思えますが、そういった基本無料サービスは今回の店舗につきましてはなし、上限金額の設定もなし、ただし店舗のご利用金額に応じてサービスがあるということで駐車料金の設定をさせていただいております。また、駐輪場につきましても課金制のなかで、店舗ご利用の皆様にご一定の割引があるという形で運営をさせていただきたいと考えております。

駐輪場でございますが、ゲートを用いまして管理をさせていただく予定としております。審議会のなかでもご意見があった部分かと思えます。周辺に駐輪場を多数設けているなかでは、その駐輪場がいっぱいになった場合はどうするかというお話があったと思えます。なかの容量がいっぱいになれば、なかに入れないうこととなりますけれどもサインを入口に付けさせていただいております。この部分には、これは一部の例ですが実際に今自分がどこにいるのか、周り

のどこに駐輪場があるのかというご紹介をさせていただき、この駐輪場が満杯であれば最寄りの駐輪場までご案内できるような、案内サインを掲げさせていただいております。

こちらは先ほど付帯意見の対応ということでご紹介させていただきましたけれども、店舗内にご意見をご記入いただけるようなカウンターをすでに設置させていただいております。ご意見につきましては当然その回答も含めて、店舗内で回答をさせていただき公開をさせていただくボードもご用意させていただいております。

こちらは地域貢献として、すでに向日市様の激辛商店街との連携も図らせていただいております。また先ほどご紹介させていただいたインフォメーションのカウンターも京都産の木材を使用したことで、今ご覧いただいております右側の写真ですけれども、こういったテーブルで採用させていただいております。

最後になりましたが地域PRのスペースとして、館内に今ご覧いただいているような地域PRのスペースを確保させていただいております。エレベーターホール前でお待ちになっているお客様の、非常に目につきやすい場所かと思えます。活用いただければということで、今後ともご活用の方策についていろいろご提案いただければと考えております。

以上、簡単ではございますけれども、現在イオンモール京都桂川で取り組んでおります、あるいは開業に併せて取り組む内容についてご紹介させていただきました。ありがとうございました。

●恩地会長 ありがとうございます。それではただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等があればお願いしたいと思います。その前に、今回はオープン前、開店前のご報告ということですけれども、また開店後にもご報告いただけるということでよろしいのでしょうか。まずそこを確認したいと思います。

●イオンモール（落合） はい。

●恩地会長 そういうことも含めてご質問、ご意見があればお願いしたいと思います。どなたからでも結構です。

●石原委員 駐車料金についておうかがいしたいと思います。今日の配付資料でいうと34ページで、イオンモールさんの通し番号でいうと14ページです。「最大5時間無料」という、この方式がまず一覧表の、基本無料時間を付与しないという表現だったと思っておりますけれども、国語的にそういう言い方になるのかという疑問がそもそもあって、かつ「最大5時間無料」という広報の仕方は、それまでの公共交通機関を利用促進して、自動車利用を抑制させるという方向に逆行した表現ではないかと思えます。まず、そういう基本的な姿勢としておかしいのではないかという点の指摘です。

それから金額が、まずカードを持っていれば1時間無料、2,000円買い物をすればプラス2時間で3時間無料ということは、結構何も買わなくてもカードさえ持っていれば1時間はいられる。2,000円買い物をすれば3時間いられるということになりますから、普通、自動車で行こうかどうか悩んだときに、これだと車で行くのではないのでしょうか。ほとんど抑止効果をもっていない料金設定ではないかと思うのですけれども、そのあたりの考え方についておうかがいしたいと思います。あと二点ほどあるのですが、とりあえずその点をおうかがいしたいと思います。

●イオンモール(杉町) ご指摘ありがとうございます。基本無料という表現につきましては、例えばイオンモール京都五条など、料金制を導入しているすべての店で何もなくても入場したら2時間無料という体制を取っております。そのうえでお買い上げ金額、あるいは映画館などのご利用で無料時間を増やしていくという対応を取らせていただいています、メンバーズカードを持っていなくてもとりあえず行って、お金を払わなくて出られるという体制を取っているのですが、今回は基本的にまず入ってきた時点では必ず料金がかかってくるという設定をさせていただいています。

●石原委員 けれども無料になるでしょう。

●イオンモール(杉町) お買い物をいただいたりすると無料になります。

●石原委員 その意味では実態として、必ず課金するという事にならないということです。そういう表現をすること自体おかしいと思います。

●イオンモール(杉町) 現在、こういう形で、お買い物いただいたお客様に対するサービスとしては駐車料金の減免ということを考えておりますので、表現の部分でご指摘があったと思いますけれども検討させていただきます。

●石原委員 表現だけではなく、金額も安いのではないのでしょうかという意見をいったつもりです。長岡京市駅のパーク・アンド・ライドのほうは3,000円買えば無料ということに対して、2,000円というさらに安い料金が2時間無料のほうの設定でされているわけです。そちらに誘導しているとしか思えないのです。むしろ、2,000円を割り込むような形でパーク・アンド・ライドを誘導するということをしないと、本当に車を抑制しようとしているのかと思います。

●イオンモール(杉町) 長岡京は終日無料の駐車券を発行している関係で金額の設定が少し違うのですけれども。

●石原委員 ただ、それはどちらを選びますかといったら、2,000円と3,000円だと3,000円はやはり高いです。それから二点目は駐輪場が1回200円で、無料になる購入金額はいくらなのですか。それはスライドで読めなかったのですけれども。

●イオンモール（杉町） 駐輪場の場合、金額は1円から無料になっています。

●石原委員 1円でも買い物をすれば3時間無料ということですか。

●イオンモール（杉町） とめっ放しにしていられる方などの対策として、1円からでもお買い上げいただいて無料時間を設定しています。

●石原委員 周辺の駐輪場の駐輪代金は、1回とめた場合はいくらですか。今回、イオンモールさんは200円ですね。

●イオンモール（加藤） 150円です。

●石原委員 それよりは上げているということですね。

●イオンモール（加藤） そうです。

●石原委員 わかりました。あとの質問は交通関係以外なので、少し質問が終わってからにしたいと思います。

●恩地会長 交通関係中心にいきますか。ちょっと私のほうからも質問させてください。22ページのほうから交通に関するいろいろな対応策を書いていますけれども、これについても開店後に、実際にうまくいっているかどうかということをご報告いただきたいと思えますし、できるだけ数値でわかるようにご報告いただければと思いますが、その点いかがでしょうか。

●イオンモール（杉町） 開店後の報告はまた改めて、わかりやすいように整理したうえでご報告させていただくようにいたします。

●恩地会長 それで最初に計画していたとおりにうまく誘導や運営ができていくかどうかを、まず計画との比較でご報告いただきたいということもありますし、さらに細かくいうとモデル

式のパラメーターといいますか、例えば平均駐車時間とか平均乗車人員数、あるいは来店のピーク時間など、交通計画をするうえでモデル上のいろいろなパラメーターの想定があるわけです。それが実際にどうなったかというところを見たいと思いますので、そのあたりもよろしくお願ひしたいと思います。来店経路についても、もちろん実態として各交差点等でどのぐらい交通量があるかを見るというのがあります、来店者にアンケート調査なり何なり、来店者側から見ないと来店経路は正確にはわからないはずなので、来店経路は実際に計画したとおりになっているかどうかの検証も、アンケート調査をしないといけないので大変かもしれませんが、ぜひお願ひできればと思います。そのへんはよろしいでしょうか。

●イオンモール（杉町） はい。来店客調査もタイミングが開店後少し落ち着いた時期になるかもしれませんが、経路まではこれまでの実績では行っておりませんので、そのあたりはどういった聞き方でわかるかということも含めて考えさせていただきます。

●恩地会長 それから交通関係でいうと例えば思わぬところに車が進入してきて、地域住民の生活に影響が出るというようなことが起きなければいいのですが、起きるかもしれません。そういうときに住民の方が通報する体制、イオンモールに対してここに車がすごくたくさん来て大変ですというようなことがすぐに通報できて、通報したことがすぐに交通整理員の方に伝わってすぐ対応が取られる。そういう体制ができていないといけないと思います。あるいは救急車両が、火事などがもし周辺で起きた場合に救急車両がすぐ通れるように、交通整理員と連携してきちんとうまくいかないといけないと思うのですが、そういった体制は取れていますか。

●イオンモール（杉町） 開店時に、まず臨戦態勢ということで警備本部を設置しまして、代表電話にお電話をいただいて、交通関係ということでお申し付けいただきましたら交通警備の専門部署に電話を回して、そちらですぐに状況をおうかがいして、無線等で警備員が随時対応していくという体制を取らせていただく予定になっています。

●恩地会長 ありがとうございます。とりあえず今思いついたのはそれぐらいです。

●縄田委員 ご説明ありがとうございました。28ページにパーク・アンド・ライドの件が載っていると思いますが、これを拝見させていただくと期間限定で来年の1月末日までとなっています。こういった制度は皆さんが認知されるのに結構時間がかかると思います。この期間を終えて、それ以降もずっと継続されるというお考えはおありになりますでしょうか。

●イオンモール（杉町） ありがとうございます。当然、状況に応じて対応は考えていきたいと思っておりますけれども、まず、最初にオープンの際の告知物がチラシなども含めてよく

出ますので、このタイミングでパーク・アンド・ライドをやっているということをしっかり告知して、いったん様子を見るという期間で今回設定させていただきました。

●縄田委員 仮に利用者が少なかったとしても、こういう制度は皆さんにおわかりいただくには結構時間が必要かと思しますので、根気強くといいますか、やっていただけるといいと思います。

●恩地会長 ほかにはございませんか。やはり駐車料金については開業後、車が混雑するようならもう一度見直しをすとか、そもそも開店の最初の1カ月間ぐらい駐車場の利用を禁止するぐらいのこともしてもいいと思いますけれども、そのあたりは必要に応じて見直しができますか。

●イオンモール（杉町） 駐車料金についても今回この料金で未来永劫やるというつもりはもちろんございませんので、状況を含めて将来柔軟に検討していきたいと考えております。現時点では、これで進めさせていただこうということで今回ご説明させていただきました。

●恩地会長 そのあたりも臨機応変にお願いできればと思います。

●石原委員 例えば開店当初、非常に大規模な渋滞が周辺に発生したときに、具体的にどういう対策を取られますか。

●イオンモール（杉町） 周辺で混雑・渋滞等が発生し始めたときには、先ほどの説明でも申しあげさせていただきましたが、警備員の体制を開店直後は特に100人以上の体制を組んで周辺の道路にも配置していきます。そのなかで道路の状況を逐一確認したうえで、先ほど申しあげたなかにはありましたのは、9号線などのかかなり手前の時点で、「イオンモールは満車なので3時間待ちです」という広報をプラカードなどで、路上でさせていただきます。そして今日はイオンモールに行くのはやめておこうという働きかけを一つしていき、近くに近寄ってくる車を減らしていく。

それから道路管理者様と協議させていただいていますけれども、ほかに迂回路というところもおかしいのですが、例えば171号線から9号線のほうに抜けていく車が中山稲荷線や上久世交差点のあたりを通過していますので、このあたりは祥久橋やほかの迂回できるような経路、この先は混雑していますという一般交通に対する誘導、告知もさせていただいて、車の集中ができるだけ散っていくような対応を取っていきたいと考えています。

●石原委員 実際に入庫待ちをする渋滞は発生せざるをえなくて、それが本当に警備員さんの

誘導で退避できるかというのは実際問題、発生したときに非常に難しい問題だと思います。やはりこれは駐車料金あたりで対策を取っていかないと本質的な対策にはならず、先ほど会長がいわれたように1カ月間、それこそ駐車場を使用禁止にという意見が出ているぐらいの案件だというご理解をしていただいたうえで、駐車料金の変更に対して柔軟に対応されるというのは、例えば本当に集中的な渋滞が発生したときにはすぐさま替えるぐらいの対応をしていたかないと、なかなか周囲の理解は得られないのではないかと思います。そのあたりはぜひともご検討いただきたいと思います。

●恩地会長 ご検討いただくということによろしいですか。

●イオンモール（杉町） 今から有料にしますとか、今から1時間1,000円にしますという対応を突然するのはどうしても難しい部分がありますので。

●石原委員 例えば今日は渋滞が激しいから明日からするぐらいの、そこまではしんどいかもしれませんが来週の土曜日からするというぐらいの対応を本当にしていただかないと、慢性的な渋滞を引き起こすのではないかと思います。

●イオンモール（杉町） 十分検討してまいります。

●恩地会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。ほかにご意見はございますか。

●中井委員 ご説明ありがとうございます。私が特に気になるのは住宅地への車の通過、及び駐車場がいっぱいだったら、車待ちのときとか少し離れたところにとめてしまおうとか、そういうことも考えられるので、そういうときにいろいろほかのお店の状況で看板を設置していただくとか、誘導員、警備員さんを配置していただくとか、そういう対策を練っておられるのでそれはよくわかるのですけれども、今後周辺の住宅地にそういう車の通過、及び駐車しても大丈夫ではないようなところに駐車してしまったとか、そういうことは地元との対話継続ということに通じると思うので、そのあたりも今後オープンしたあとに苦情がこないとか、そういうことも教えていただきたいと思います。

●イオンモール（杉町） 承知しました。

●恩地会長 よろしいでしょうか。ほかにはありませんでしょうか。

●板倉委員 前にもお聞きして忘れてしまったので教えてほしいのですけれども、障害者の方

の駐車場スペースは全体で何台ぐらいあるのですか。

●イオンモール（杉町） 正確な台数の資料が今ないのですけれども。

●イオンモール（加藤） 約 70 台あります。

●板倉委員 それは全部で。

●イオンモール（加藤） 全体で 70 台ほどです。

●イオンモール（杉町） 各駐車場で、出入口の周辺等に設置しています。

●恩地会長 よろしいですか。私のほうからもう一つ、すみません。一般交通を、通過交通とかそういったものをコントロールするというお話も出てきていたと思うのですけれども、これは警察関係とも調整しているうえでのお話ですか。

●イオンモール（杉町） 京都府警本部さんや各所轄の警察署さん、あとは道路管理者さん、京都市さん、向日市さん、国道事務所さん、京都府さんなどを含めて協議しているなかで、道路管理者さんとして対応されるなかでイオンモールも協力できるところはしていく。そういう位置づけで、イオンモールで勝手に道路の車をあっちに行け、こっちに行けというのはできませんけれども、そういうのを府警さん等、行政さんで実施していくのに協力させていただくという形です。

●恩地会長 あくまでもそういうことですね。一般交通をコントロールする前にそもそもイオンモール関係の車を減らすことが先にあるべきなので、イオンモールが優先で一般交通がコントロールされるようなイメージは本末転倒だと思いますので、そこはよろしくお願いします。ほかにございませんか。

●石原委員 町並みのことでおうかがいしたいのですけれども、以前見せていただいたファサードとかなり変わっていると思っているのです。その当時もコンセプト自体がおかしいのではないかという指摘はさせていただいたのですが、今回も行燈は行燈に見えないと思うのです。例えばしっかり覚えていないのですが桂離宮の襖の市松模様をイメージさせるものとか、知恩院の大屋根をイメージさせる大屋根、町屋をイメージさせるものとか、そういうのはどこにあったのですか。

●イオンモール（杉町） 今回、写真のなかで先ほどの格子模様の部分などは十分写っていないのですが、基本的には前回説明させていただいた内容、コンセプトに基づいて実際に建築したという結果でございます。

●イオンモール（龍澤） 写真の枚数が少ないので誤解を招いているかと思うのですが、現地でご覧いただきましたら前回ご説明させていただいたとおり、外装については特段大きな変更はしておりません。

●石原委員 行燈周りの色の塗り方とか変わっていませんか。

●イオンモール（龍澤） 変わっていません。

●石原委員 先ほどのものだと色合いが違うなと思って、全面黒系になっているように思ったのですが、4枚目のスライドを見せていただいたら、おそらくそのときのスライドだと思うのですが、市松模様が1枚目の写真の左側の場所ではないかと思うのですが違うのですか。

●イオンモール（杉町） 別の場所です、今回の写真のなかで市松模様は……。場所としては真ん中の写真の、その部分をクローズアップした写真ではなくて角をピックアップした写真なので、このフラクタルの後ろぐらいが市松模様をイメージするデザインをした部分になります。右下の写真でいうとこの右のあたりで、そのあたりがうまく写っていないのですが。

●イオンモール（龍澤） 魚眼のような形で撮っていますので、もう少し面を全体に撮った写真があればいいのですが。

●石原委員 町屋とっているのは上の丸いところですか。あれが前は町屋風の外観デザインといわれていたような気がするのですか。1枚目の写真の、手前の円形の部分です。

●イオンモール（杉町） 円形窓のイメージでつくらせていただいたのが……。

●石原委員 手前のほうですよ。

●イオンモール（杉町） ここは町屋ではなくて、京都の町並みというイメージでつくらせていただいたものです。

●石原委員 京都の町並みというのはこうなのだろうか、またいろいろ教えていただけるのですけれども。

●イオンモール（龍澤） 基本、お手許にもございますけれども、前回ご説明させていただいた内容のものから変更した部分はございません。色遣いに対しても同じような配置をしております。もう一度、前回の届出説明のときの資料をご覧になって、もしなんでしたら現地を一度ご覧いただければと思います。

●石原委員 前と一緒にどうかを問題にしているのではなくて、こういう大規模店舗がどこの地域にもあるようなデザインを採用されること自体に、前回も少し苦言を呈させていただいたわけです。京都のかなりはずれではありませんけれども、京都なら京都らしい、一定のそういうことを意識した町並みを心掛けていただかないと地域性が失われていく。都市のその地域のらしさが失われていくということで、かつそこに占める大規模店舗の影響力が大きいということを本当に再認識していただきたいと思います。

●恩地会長 よろしいですか。ありがとうございます。私のほうからも、景観についていうと建物だけではなくもっと引いて、町並み全体と建物の両方を写したような写真をお見せいただいて、このように調和させているという説明もあったほうが良いと思いました。

ほかにご質問、ご意見はございませんか。そうしましたら何か追加資料についてはよろしいでしょうか。事後報告でこういうものを出してくださいとか。

●事務局 開店後に報告していただくということになっておりますので、もしこういう資料がほしいというものがございましたら事務局までおっしゃっていただきまして、どこまで出せるかというのは別途届出者と協議しないとできない部分もありますけれども、それをおっしゃっていただければと思います。よろしいでしょうか。

●恩地会長 できるだけ今日最初に申しあげたように、対応策については数値的なデータを入れて、その効果がどれだけあったかというようなことについて、事後報告をいただければとお願ひしたいと思います。それではこのぐらいにして、イオンモール京都桂川に関する報告を終了するというところでよろしいでしょうか。

——（異議なしの声）——

●恩地会長 それでは担当者の皆様、どうもご苦労様でした。ご退席いただいて結構です。ありがとうございます。

●イオンモール ありがとうございます。

——（担当者退室）——

●恩地会長 それでは次の報告事項について、事務局お願いいたします。

●事務局 それでは 43 ページ、資料 5 をご覧いただけますでしょうか。こちらは毎回提出させていただいております「立地法に係る計画一覧」でございます。手続中の届出案件と審議会の今後の審議予定を載せております。2 番の審議予定で「平成 26 年 10 月審議会」と書いてございますけれども、アバンティとグルメシティ上桂の予備日として取っております。今回答申をいただきましたので、こちらの二つについて、10 月審議会はないという予定になっております。

また受理案件ですけれども、次の 45 ページの今後のスケジュールで記載させていただいております。9 月は洛西ニュータウン・ショッピングセンターの変更ということで、洛西ニュータウンのラクセーナの駐車場にニトリが新たに店舗を建てて出店されます。あそこはラクセーナという専門店街と高島屋の洛西タカシマヤの建物がございまして、そこに新たにニトリが建ちます。立地法上はその三つを合わせて一体の店舗として見なしておりますので、新設というより大規模店舗の変更ということでの届出を受理する予定にしております。あとイズミヤ六地蔵店といって近鉄 MOMO の向かい側にあるイズミヤですけれども、イズミヤ六地蔵店についての変更で、駐車場の収容台数を減少するという届出を受理予定としております。

以上でございます。

●恩地会長 ありがとうございます。ただ今の事務局からの報告について、各委員におかれまして何かご質問等はございますか。

●板倉委員 10 月は審議会はないということでしょうか。

●事務局 10 月はなしということですよ。

5 その他

●恩地会長 そういたしましたら次の議題 5 「その他」です。何かございましたらご発言をお願いいたします。

——（委員から特に発言なし）——

●恩地会長 特にないようですので、それではこれで本日の審議会を終了したいと思います。その前に事務局から事務連絡等があれば発言をお願いします。

●事務局（小山課長） どうも長時間のご審議ありがとうございました。ご連絡でございます。本日、答申案につきましては3件とも結審をいただいております。その関係もございまして10月、それから11月につきましても特に審議案件はございません。現時点で10月、11月は休会とさせていただきたいと思っております。事前に10月24日に開催というようなご連絡をさせていただいておりましたが、本日の結果を踏まえまして10月、ならびに11月は休会の予定でございます。

なお、12月の審議会につきましては、12月中旬ということで改めて日程調整をさせていただきたいと思っております。よろしくお申しあげます。12月の審議予定案件はダイエー桂南店についての届出者説明となります。以上でございます。

●恩地会長 繰り返しますけれども次回の審議会につきましては10月も、11月も休会ということで、次は12月になるということです。日程については12月中旬ということで事務局のほうで日程調整をしていただいているところです。案件としてはダイエー桂南店の届出者説明になるということです。

それから次回の審議会において特に非公開とすべき部分もないように思われますので、公開としたいと思いますけれども、皆様、よろしいでしょうか。

また、次回審議会では出席機関につきましても、指針の項目と関係の深い機関に出席をお願いしたいと思います。何かご意見はありますか。

——（異議なしの声）——

●恩地会長 それでは特にご異議もないようですので、次回12月の審議会も公開といたします。出席機関についても事務局より関係機関の出席を求めてもらいます。

閉 会

●恩地会長 それでは、これで第143回京都市大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。ありがとうございました。